

国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関する調査・検討委員会

設立趣意書（案）

令和 8 年 8 月の千葉豪雨において、国道 16 号村田町アンダーパス（千葉市中央区）において冠水が発生し、人的・物的被害が発生した事故を受け、事故原因や再発防止策等について、調査、検討するために、学識委員等から構成する「国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関する調査・検討委員会」を設置するものである。

国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関する調査・検討委員会

規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関する調査・検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 委員会は、事故原因や再発防止策等について、調査、検討することを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 委員会は、以下について必要な調査、検討を行う。

- （１）事故原因に関する事項
- （２）事故後の調査に関する事項
- （３）再発防止に関する事項
- （４）その他必要な事項

（委員会の運営）

第 4 条 委員は別紙名簿のとおりとする。

- 2 委員会には委員長を置く
- 3 委員長は、委員の了承を得て決定する。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。

（守秘義務）

第 5 条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第 6 条 委員等の任期は、第 3 条に定める調査、検討が終了するまでとする。

（委員会の公開）

第 7 条 会議および議事については原則非公開とし、議事要旨および配付資料については委員会終了後、委員長の確認を得て事務局が公開するものとする。

- 2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、国土交通省関東地方整備局企画部施工企画課、情報通信技術課及び道路部道路管理課に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附則 この規約は、令和8年 月 日から施行する。

国道 16 号村田町アンダーパス冠水に関する調査・検討委員会

委員名簿

赤羽 弘和 千葉工業大学 創造工学部 教授

板垣 勝彦 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

大原 美保 東京大学大学院 情報学環

総合防災情報研究センター 教授

加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授

小林 亘 東京電機大学 総合研究所 特別専任教授

松井 純 横浜国立大学 工学研究院 教授

宮武 一郎 (一社) 河川ポンプ施設技術協会 理事

吉本 紀一 (一社) 建設電気技術協会 専務理事

(五十音順)